

港資源化センタープラント設備整備に係る支援業務委託  
事業候補者募集要項

1 プロポーザルの概要

- (1) 業務名 港資源化センタープラント設備整備に係る支援業務委託
- (2) 選考方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 業務内容 共通仕様書（案）及び特記仕様書（案）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (5) 業務規模 8,640,000 円程度（税込）  
※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。

2 業務の目的

港資源化センター（以下、「センター」という。）は、稼働から約 18 年が経過し、今後各設備の腐食劣化及び経年的な機能の低下が予測されます。センターを良好な管理の下で長期的に稼働させるために、プラント設備の延命化、更新及び一部の処理の外部委託について、計画を策定する必要があります。本業務では、平成 31 年度に策定するセンターの長寿命化計画及び設備整備計画に先立ち、必要な調査を実施し、プラント設備の延命化、更新及び一部の処理の外部委託について比較・検討します。

本業務は、一般廃棄物処理施設のプラント設備整備に関して、民間事業者が有する豊富な知識・経験、並びに高度な企画・調整能力及び専門的技術力を必要とするため、公募型プロポーザル方式を採用するものです。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格（物品関係）登録業者であること。
- (2) 法人格を有する事業者又は団体（以下、「事業者」という。）であること。  
なお、複数の事業者で共同事業体を結成し参加することも可能です。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (8) 事業者は、以下に示す同種又は類似業務について、平成 20 年度以降に他の自治体から受注した実績があること。

同種業務 資源化施設（缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）に関するあり方検討業務、施設整備基本構想策定業務、施設整備基本計画策定業務

類似業務 資源化施設の設計、工事監理業務、長寿命化計画策定業務  
資源化施設以外の廃棄物中間処理施設に関する技術検討業務、施設整備基本構想策定業務、施設整備基本計画策定業務

なお、精密機能検査のみの業務は同種・類似業務に含まないものとします。

- (9) 当該業務に配置可能な、以下のいずれかの資格を持つ技術者を有すること。

資 格 技術士（衛生工学部門）

シビルコンサルティングマネージャ・RCCM（廃棄物部門）

- (10) 共同事業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成事業者は、単独または他の共同事業体の構成事業者として、本件プロポーザルに参加することができないものとします。

ア 構成事業者は上記（2）～（9）のすべての要件を満たしていること。

イ 共同事業体は自主結成とし、構成事業者間で協定を締結していること。

ウ 共同事業体は、代表事業者を選定し、この代表事業者を共同事業体の代表者として本区と契約の締結が行えること。この場合、代表事業者は本区に対して全ての責任を負うものとします。

#### 4 参加事業者の優遇について

##### (1) 区内事業者の優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、加対象とならないものとします。

- ・区内事業者又は区外事業者が区内事業者と複数事業者による共同事業体の結成：一次審査における合計評価点の 5% を一次評価点に加点します（小数点以下切上げ）。
- ・区外事業者のみで参加申請する場合：「一次審査における合計評価点」の 5% 加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

##### (2) 共同事業体結成に係る提出書類

なお、共同事業体を結成し、参加を表明する場合、適切な共同事業体の名称を設定の

上、代表事業者を定め、単独で参加するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当する必要があります。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- ① 共同事業体構成書
- ② 共同事業体協定書兼委任状
- ③ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課することがあります。

#### 【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者（港区競争入札参加資格登録の有無は問わない。）  
※「区内に本店を置く事業者」は、登記簿上の本店所在地が港区内にある事業者。単に本店の機能を有する店舗が港区内にあるのみでは該当しません。
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者

#### 【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店Aは、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店Bとして申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）区内事業者として扱いません

（参考）「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」とは

区では区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者等については、当該事業者等が認定基準を満たしていることを確認した上で、区内事業者として認定しています。認定要件を満たしていない区内の支店、営業所及び区内事業者調書の提出がない事業者は、支店・営業所の住所地が区内にあったとしても、区内事業者として認められず、区内優遇措置の対象となりません。区の認定基準の詳細については区総務部契約管財課に確認してください。

## 5 募集要項の配布

### （1）配布場所

冊子 「14 問合せ先」のとおり

データ 区ホームページよりダウンロード

※URL:<http://www.city.minato.tokyo.jp>

### （2）配布期間

平成 30 年 1 月 16 日（火）から平成 30 年 1 月 31 日（水）まで

※窓口配布は、平日午前 9 時から午後 5 時まで

## 6 参加表明書の提出

参加を希望される場合は、参加表明書（様式2）に必要事項を記入のうえ、事前に電話連絡のうえ、持参又はFAXで提出してください。

- (1) 提出先 「14 問合せ先」のとおり
- (2) 受付期間 平成30年1月16日（火）から平成30年1月23日（火）まで  
※受付は、平日午前9時から午後5時まで

## 7 質問の受付・回答

### (1) 受付方法

本業務及び本件プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式1）に必要事項を記入し、事前に電話連絡のうえ、持参又はFAXで提出してください。

- (2) 提出先 「14 問合せ先」のとおり
- (3) 受付期間 平成30年1月16日（火）から平成30年1月23日（火）まで  
※受付は、平日午前9時から午後5時まで

### (4) 回答方法

ア 回答日 平成30年1月25日（木）

イ 回答方法

質問内容と回答について、質問書を提出した全ての事業者及び質問受付期限までに参加意思表明書を提出した事業者に対し、FAXにて通知します。また、1月26日（金）以降、前述の質問内容と回答は港区ホームページに公開します。

なお、質問者に関する情報は公開しません。

- (5) 質問内容が不明瞭なもの等については、回答しない場合があります。
- (6) 質疑応答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなします。

## 8 施設説明会

下記のとおり施設説明会を実施します。

- (1) 日 時 平成30年1月22日（月）午前10時から午前11時30分
- (2) 集 合 場 所 港資源化センター（所在地：港区港南五丁目7番1号）  
2階見学者説明室
- (3) 申 込 方 法 「14 問合せ先」まで平成30年1月19日（金）正午までに電話にてお申込みください。
- (4) 参 加 人 数 1社につき2名まで
- (5) 図面の貸出 参加者に設備の概略図面の貸出を行います。施設説明会に参加できない方で貸出を希望される場合は、平成30年1月23日（火）以降、「14 問合せ先」の窓口まで、事前に電話で連絡のうえお越してください。
- (6) そ の 他 当日は、本業務及び本件プロポーザルに関する質問にはお答えしません。質問がある場合は、「7 質問の受付・回答」のとおりお願いします。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

次の書類に必要な事項を記入し又は用意し、持参により指定する部数を提出してください。提出にあたってはA4フラットファイル2穴に様式順に閉じた形式とし、様式ごとにインデックスを貼付し提出してください。(各1部の書類は正本とし、他の部数は副本とします。)

名 称	様 式	部数	
		正本	副本
① プロポーザル参加資格審査申請書	様式3	1部	—
② 共同事業体構成書 共同事業体協定書兼委任状 委任状 ※共同事業体で参加する場合のみ	様式4-1 様式4-2 様式4-3	1部	—
③ 会社概要書	様式5	1部	8部
④ 同種・類似の業務実績一覧 同種又は類似の受注業務の事例	様式6-1 様式6-2	1部	8部
⑤ 業務の実施体制等 業務従事予定者の経歴	様式7-1 様式7-2	1部	8部
⑥ 企画提案書 ※各様式の課題について、基本的な考え方を記載してください。	様式8-1 様式8-2 様式8-3 様式8-4	1部	8部
⑦ 見積書	様式9	1部	8部
⑧ ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証明書類	認定通知書 等の写し	1部	—
⑨ 参考資料 会社概要(会社概要等会社の概要がわかるもの)		1部	—

#### ア 上記様式の作成方法

##### 【共通事項】

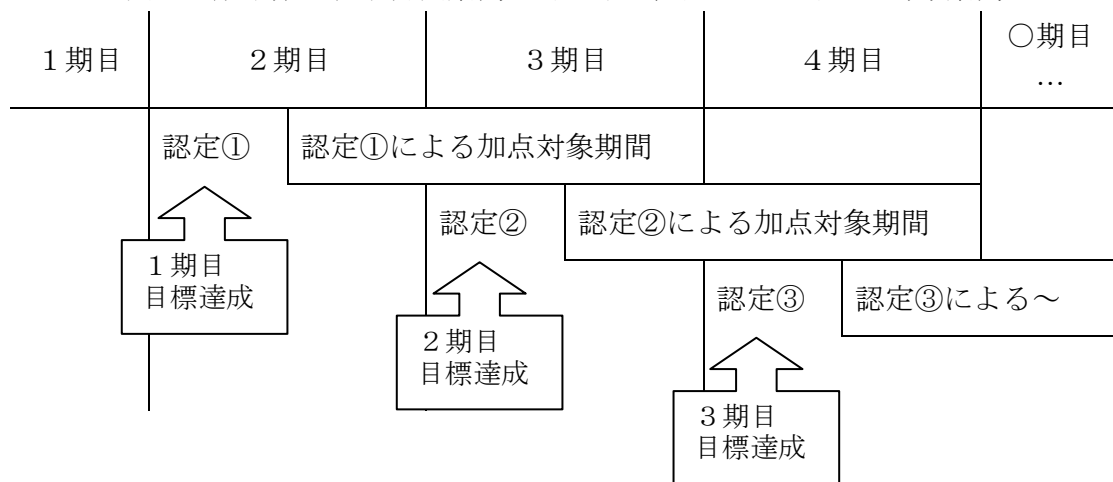
- ・各様式の注釈をよく読み作成してください。用紙は指定されたものを除き原則日本語、A4、縦型使用、横書き、片面使用(着色・彩色可)とし、言語及び通貨・単位は日本語、日本円及び計量法(平成4年法律第51号)の規定による単位を使用してください。
- ・副本については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング(黒塗り)のうえ、提出してください。
- ・正本の電子データをCD-Rに格納し、1部提出してください。ファイル形式は、WORD、EXCEL及びPDFをお願いします。

### 【各様式の記載方法】

- ・プロポーザル参加資格審査申請書（様式3）  
参加要件を確認の上、該当項目に○をして作成してください。
- ・会社概要書（様式5）  
会社全体の従業員数等について記載してください。業務内容については会社として行っている主な業務内容、業務実績について記載してください。  
なお、共同事業体の場合は、それぞれの構成事業者ごとに作成してください。
- ・同種・類似の業務実績一覧（様式6-1）  
過去10年間における自治体から受注した同種・類似実績について記入してください。  
共同事業体としての実績を含めますが、単なる協力事業所としての参画の場合、業務実績に含めないものとします。
- ・業務の実施体制等（様式7-1）  
責任者・担当者の人数や体制については、業務実施の際の人数を含めた取組体制を図示するとともに取組方針、その他業務実施での配慮事項等の特徴について簡単に記載してください。  
なお、共同事業体の場合は、各事業者の役割が分かるように記載してください。
- ・業務従事予定者の経歴（様式7-2）  
所属・役職は会社名を記入せずに所属や役職等を記入してください。保有資格は保有する資格（関連する資格を含む）について記入してください。経験年数は提案書提出時点において以下の例に従い記入してください  
記載例：10年5か月経過（6か月目）場合は「10年」、  
10年6か月経過（7か月目）の場合は「11年」  
契約期間内の兼任（予定）件数は協力事業所として兼務する場合は、件数を別途その旨付記してください。  
業務名については受注した業務名に加え、計画後完成運用している施設については、施設名を括弧書きで付記してください。
- イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について  
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、一次審査における必須の評価項目としています。  
評価条件及び提出書類については、次のとおりです。

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(2) 提出先

「14 問合せ先」のとおり

(3) 受付期間

平成 30 年 1 月 16 日（火）から平成 30 年 1 月 31 日（水）まで

※受付は、平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）

※提出を予定している事業者は、必ず事前に電話予約の上、来庁してください。

※受付期間内であれば、必要書類の不足や誤り等による差し替え等を認めますが、受付期間経過後における差し替え等は一切認めません。

## 10 審査方法と審査基準

### (1) 審査方法

プロポーザルの選考は事業候補者選考委員会において、一次審査及び二次審査を実施し、その結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者とし、次に優れていると認められるものを次点者として選定します。

#### ア 一次審査（書類審査）

一次審査については、提出された書類により平成30年2月1日(木)から平成30年2月19日(月)の間に審査を実施し一次選考通過事業者を選考します。

一次審査の結果については、平成30年2月21日(水)までに一次審査参加者全員に郵送にて発送します。

#### イ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

二次審査については、一次選考を通過した事業者について、技術提案について提案者からの書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、業務の理解度や成果イメージ、取組意欲等について審査します。

プレゼンテーションにおいては、区から予め追加資料を求めることがあります。二次審査は、業務を担当する者が必ず出席しプレゼンテーション及びヒアリング対応をしてください。また、選考委員への質問、その他ヒアリング内容に関係しない発言は認めません。

プレゼンテーションの際、パソコン・プロジェクターを用意しても構いません。その際、パソコン、プロジェクター等は提案者が持参してください。（電源コンセント、プロジェクター用スクリーンのみ区で用意します。）

二次審査終了後選考委員により審査を行い、一次及び二次の総合判断により事業候補者を決定します。

#### ウ 選考

5名からなる選考委員会により選考します

なお、審査の結果、ふさわしい事業者がない場合、事業候補者を選定せず再公募する場合があります。

#### エ 事業候補者の決定

提案者の中から、価格と価格以外の提案内容の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行ったものを事業候補者として1者、次点者として1者選定します。

#### オ 事業候補者の通知

平成30年3月上旬に二次審査の結果と共に、二次審査参加者全員に郵送にて発送します。

事業候補者の事業者名は、契約締結後、港区ホームページで公表します。

#### カ 契約手続き

区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経たのち契約を行います。なお、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。また、事



業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。事業候補者との協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとします。

(2) 審査基準

配点は次のとおりです。

ア 一次審査（書類審査） 200点

イ 二次審査（書類及びプレゼンテーション・ヒアリング） 100点

11 スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	平成30年1月16日（火）から 平成30年1月31日（水）午後5時まで
施設説明会（任意）	平成30年1月22日（月） 午前10時から午前11時30分まで ※参加申し込みは平成30年1月19日（金） 正午まで
参加表明書の提出期限	平成30年1月23日（火）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	平成30年1月23日（火）午後5時まで
質問に対する回答	平成30年1月25日（木）
企画提案書等の提出期限	平成30年1月31日（水）午後5時まで
一次審査（書類審査）	平成30年2月1日（木）から 平成30年2月19日（月）まで
一次審査結果通知	平成30年2月21日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	平成30年3月2日（金）
二次審査結果通知	平成30年3月上旬
契約締結・審査結果公表	平成30年3月下旬

※日程は、応募状況、選考経過等により変更することがあります。変更が生じた場合には、早急に対象者に連絡します。

12 失格要件

提出された提案書等が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となる場合があります。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

- (6) この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合。

### 13 その他留意事項

- (1) 参加表明後に提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式 10）を提出してください。
- (2) 提出された提案書は、事業候補者を除き提出者に無断で公表、使用しないものとします。
- (3) 提出された書類は、選考又は特定を行う作業に必要な範囲において、事務局にて複製を作成することがあります。
- (4) 区は、事業者選定後、選定された事業者の提出案にいかなる拘束も受けないものとします。
- (5) 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された技術者等は特別な理由がある場合を除き変更できません。また、この委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。ただし、主要な業務以外の一部の業務についてあらかじめ区の書面による承諾が得た時はこの限りではありません。
- (6) 応募に必要な費用、プロポーザル書類等の作成及び提出に関する一切の費用は、申込者の負担とします。
- (7) 応募された書類、提出書類等は一切返却しません。
- (8) プロポーザルの参加にあたりプロポーザル参加者に生じた損害等については、区は一切その責任を負いません。
- (9) 選考された企画提案書に係る著作権は当該書類を提出した事業者に帰属します。  
ただし、区は事業候補者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び提案書の内容を無償で使用又は公表することができるものとします。  
なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例（平成元年 3 月 31 日条例第 2 号）により、公開する場合があります。
- (10) 区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。  
また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対して、これを使用させること、又は、内容を提示することを禁止します。

### 14 問合せ先

港区 みなとリサイクル清掃事務所 ごみ減量推進係

（港区港南三丁目 9 番 59 号 2 階）

電 話：03-3450-8025

FAX：03-3450-8063